

朝天気予報を見ていたら、「梅雨入りは遅かったけれど、今年は雨が多い。」とか、「梅雨明けはまだなのに、梅雨が明けたかのように暑い。」と、そんな言葉を耳にしました。気温、湿度ともに高いこの時期、寝苦しい日もあるかもしれませんが、十分な睡眠と栄養を取って体調に気を配りましょう。疲れがたまるとう気持ちが落ち込むし、心が元気でないと体の調子も悪くなります。

さて、11日から三者面談が始まります。三者面談に向けて、先月『第1回進路希望調査』を提出してもらいました。自分自身の進路選択に向けてしっかりと情報収集を始めている人もいれば、まだまだこれからかなと感じる人もいました。この時期中学校にはたくさんの学校案内が届きます。全員分ある資料については教室で配布してもらうようにしていますが、それ以外の学校案内の冊子やプリントについては特活室に置いています。積極的に情報収集をするようにしてください。学校に届けられた冊子やプリントから自分に合う学校を見つけた、という人もいます。また、夏休み前のこの時期には学校説明会や体験会の情報が各校のHPにアップされています。自分が興味をもっている学校については、ぜひ調べてみてください。予約が必要な学校は予約をすることを忘れないように気をつけましょう。

昨年度から公立高校もweb出願になり、私立高校もふくめて多くの高校でweb出願が一般となっています。そのため、願書等の書類を紙で記入する機会はあまりないかもしれませんが、進路希望調査を見ていて気になったことがあったので、ここに記しておきます。

・ 正式な書類はペン書きをすること。

みなさんの大切な進路希望が、消しゴムであつという間に消されてしまうのは困りますよね。「この学校に入学する。」という強い思いはまだ固まっていないかもしれませんが、ボールペン等簡単には消すことができない筆記用具で記入するようにしてください。(ボールペンであっても消せるものは使用できません。) また、色は必ず黒を使用してください。

・ 学校名、学科、コースなどは調べてから、記入すること。

「七里ヶ浜」or「七里ガ浜」どちらが正式な学校名でしょうか。

「藤沢総合高等学校」の学科は、「普通科」「総合科」「総合学科」のどれでしょうか。

「学科?」「コース?」

調べてもわからないこともあるかもしれませんが、まずは調べる。それでもわからないことは保護者の方や担任の先生に聞いてみましょう。

～ 保護者の皆様へ ～

神奈川県教育委員会のHPに、令和7年度入学者選抜の情報が更新されました。募集案内については例年7月の早い時期に冊子が中学校に届くため、面談の際に配布することが多いかと思います。今年度は中学校への配布が7月中旬以降になるため面談後の配布になります。内容につきましては、右のQRコードまたは本校のHPから確認することができます。



(文責 進路担当：吉武)

令和7年度入学者選抜の情報

- [県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について](#) (令和6年7月1日掲載)
- [令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜への県外・海外・私立等からの志願者説明会](#) (令和6年7月1日掲載)
- [特別な事情のある人の学力検査等での配慮について](#) (令和6年7月1日掲載)
- [実施要領](#) (令和6年7月1日発表)
- [募集案内](#) (令和6年7月1日発表)
- [選考基準及び特色検査の概要](#) (令和6年6月7日発表)
- [令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者選抜の日程](#) (令和6年5月2日発表)

【公立高校の授業料について】

令和7年4月に高校に入学予定の生徒・保護者の皆様へ

公立高校の授業料について

※ 詳しい手続きは、入学手続き等で高校から別途お知らせします。

◆ 高校では授業料がかかります。

高校(中等教育学校の後期課程を含みます。)に入学する方から、原則として授業料を徴収します。

【参考】公立高校授業料
全日制：年額118,800円 定時制：年額32,400円
通信制：1単位 350円 (平日登校講座により履修登録する場合は1単位700円)

◆ 授業料負担が軽減される制度(就学支援金制度)があります。

保護者等(親権者)全員の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円(年収約910万円[※])未満の世帯の生徒が申請等の手続きをすると、国が「就学支援金」を支給し、高校の授業料にその「就学支援金」を充当することで、生徒の授業料負担を軽減します。(公立高校の場合は、授業料の負担がなくなります。)

※ 年収910万円というのは目安ですので、超えていても下記計算式により計算した結果が30万4,200円未満となり、就学支援金制度の対象となる場合があります。

【算定式】(市町村民税の)課税標準額×6%-(市町村民税の)調整控除の額

◆ 就学支援金を受給するには申請する必要があります。

合格発表日に入学先の高校から就学支援金の案内が配付されますので、合格発表日以降に申請してください。